## 島根原発2号機に係る県の監視体制について

令和7年2月6日/原子力安全対策課

## 1 再稼働に係る監視

- ・約13年ぶりの再稼働に対し、周辺地域として再稼働に初めて向き合うにあたり、安全を厳しく監視・確認した。
- ・燃料装荷(10/28)~営業運転再開(1/10)までの間、本県、米子市及び境港市合同で、特別な監視体制 として再稼動工程の結節における幹部職員の立会、トラブルがあった場合には、直ちに島根原発へ急 行する体制をとった。
- ・再稼働工程において、職員による現地立会・確認を実施し、作業が問題なく行われたことを確認した。
- ・また、立会確認の結果や作業状況等については、随時県ホームページで公開した。

県等の確認	内容
燃料装荷の現地立会・確認 (R6. 10. 29)	・危機管理部長立会【特別な監視】 ・原子力安全対策課員による確認
格納容器復旧作業の現地立会・確認 (R6.11.26)	・原子力安全対策課員による確認
原子炉起動に係る特別監視会議 (R6.12.6)	・再起動に当たり、県、米子市、境港市は不測の事態への対応手順(連絡体制、通信手段等)の確認、原子力防災資機材の点検等(管理・運用手順等)を改めて実施することを確認 → 12/13 までの緊急点検で問題ないことを確認
原子炉起動の現地立会・確認 (R6.12.7)	<ul><li>・危機管理部長立会【特別な監視】</li><li>・原子力安全対策課員による確認</li><li>・不測事態に備え県庁待機、環境放射線モニタリングにより 異常ないことを確認【特別な監視】</li></ul>
発電開始の現地立会・確認 (R6.12.23)	・原子力安全対策課員による確認
※定期事業者検査状況報告(毎週)	・中国電力のメール報告を確認

※昨年12月12日に発生した原子炉水位計の誤認トラブル(事後調査で水位計の異常はなく、運転員の誤認であることが判明)については、当日、安全協定に基づく立入調査を実施。翌13日の原子力安全対策PT会議において、知事から中国電力へ習熟度の向上等を申し入れた。

## 2 今後の監視

今回の再稼働工程時に実施した監視体制は島根原発の安全確保と住民の不安解消につながったことから、今後も県、米子市、境港市職員による監視に加え、原子力安全顧問の専門的な視点も交えて、厳しい監視を継続する。

**○定期的な監視**: 環境放射線モニタリングシステム等により、原子力発電所周辺及び本県内の環境放射線量を常時監視し、緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制を維持する。

また、協定による定期的な運転状況等の報告とあわせ、原子力安全顧問、県等の職員が定期的に現地で運転状況を確認し、安全確認を行う。

**〇トラブル時の監視**:原子力安全顧問と県等の職員が立入調査(事案発生状況の確認、再発防止対策等の確認)を実施し、安全確認を行う。

また、住民の不安解消のため、必要に応じて安全確認結果に係る住民説明会を開催し、発生原因や再発防止対策、原子力安全顧問の確認結果等を説明する。